

豊中市農業近代化施設等事業補助金が変わります。 (変更名称: 豊中市農業施設等の導入支援事業補助金)



従来の大規模な農業設備の投資のほか、小規模な農業資材等の導入経費も補助対象になります。
(裏面のとおり)

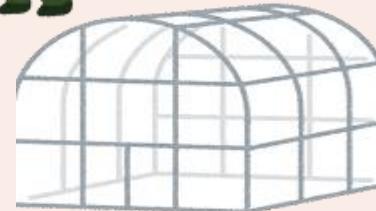
申請を希望される方は、令和7年10月3日（金）までに事前にご相談ください。※審査があります。

TEL06-6858-2490 豊中市産業振興課農政係（農業委員会事務局）



・補助金の詳細は豊中市HPの「農業関連」「豊中市農業施設等の導入支援事業補助金要綱」をご覧ください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/reiki/youkou/toshikaturyoku/youkou3.html>

補助の対象となるもの	例	補助率	上限額
1.農作業環境の改善に必要と認められる資材の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能作業着（ファン付きベスト等） ・アシストベルト 	当該経費の50%	1万円
2.野菜等の不時栽培を行うための施設を設置するために必要な資材の購入経費（大型・2a以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 	当該経費の50%	10万円
3.野菜等の栽培を行うために必要と認められる機材等の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り機 ・トラクター ・防犯カメラ 	当該経費の50%	10万円
4.その他特に必要であると市長が認めたものに要する経費		当該経費の50%	10万円

※予算の範囲内で交付します。